

「特定個人情報保護評価書（変更案）（児童手当に関する事務 全項目評価書）」の意見募集結果について

「特定個人情報保護評価書（変更案）（児童手当に関する事務 全項目評価書）」に関する意見募集手続きは、令和7年1月15日から2月14日までの期間で行いました。その際、2名より計12件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

（1）意見募集期間

令和7年1月15日から2月14日までの間

（2）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年1月15日号の「広報えどがわ」に掲載

※子ども家庭部児童家庭課窓口に閲覧用の印刷物を設置

（3）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

（4）提出先

子ども家庭部児童家庭課手当助成係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見（概要）	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご意見ありがとうございます。

2	HPのパブリック・コメントの場所が分かりにくい。HPの下の方にしかリンクがない。トップページの一番上の目立つ場所にリンクを張り、意見募集中はトピックスへの表示を続けるべき。 また、区へのご意見・お問い合わせのページも分かりにくい。常設の問い合わせの下に「意見募集（パブリック・コメント）」のリンクがあるが、常設より期間限定を上を持ってくるとか、「パブコメ募集中／パブコメはこちら」等の分かりやすい文言にするとか、工夫できるはず。 トップページからパブリック・コメントのページをたどろうとすると、「トップページ＞シティインフォメーション＞広報・広聴＞意見募集（パブリック・コメント）＞意見を募集している案件」とかなり深い。トップページが目立つ位置に直接「意見を募集している案件」ページへアクセスできるリンクを掲載するべき。	区ホームページのレイアウトは、前回のリニューアルにより、現在のデザインになりました。いただいたご意見は、次回リニューアルの参考にさせていただきます。
3	「意見募集（パブリック・コメント）」の入力フォームで、氏名・ふりがな・住所・電話番号等の個人情報の入力を必須にしているが、今後は入力を任意にすべきである。政府が実施しているパブリック・コメントではこれらは必須項目ではない。個人情報の入力を必須にすることで、意見の提出をためらう人も少なからずいると思われ、集まる意見の数に悪影響が出る。質の高い意見を集めるためには幅広く多様な人の意見を集めることが重要である。どこの誰の意見であるかは意見内容とは無関係であるし、入力を強制する合理性はない。パブコメは一人が何度でも意見を提出してよいとする性質のものであるし、意見の量だけでなく質が問われることから、同様の意見が同じ人から多数届いたとしても集計・分析が正しく行われれば何ら問題はない。個人情報入力必須により意見提出を抑制することは、結果的にパブコメ全体の量	意見募集（パブリック・コメント）について定めた「江戸川区意見公募手続に関する要綱」では、その目的を「行政に関する基本的な計画、条例案等を策定する過程において、あらかじめ区民等の多様な意見を求める手続に関する必要な事項を定めることにより、当該過程における公正の確保及び透明性の向上並びに区政への区民参加の促進を図り、もって開かれた区政の実現に資すること」としています。また、意見を提出できる方については、江戸川区の在住、在勤、在学の方、それ以外の場合は意見を提出すべき客観的かつ、合理的な理由を有する方としています。 そのため今回の意見募集では、江戸川区民の方に、住所・氏名・生年月日の記入をお願いしています。

	的・質的低下へとつながる。	
4	『意見募集（パブリック・コメント）手続の詳細』で、「必要に応じて、関連する資料を用い、できる限りわかりやすく案を公表するよう努めます。」と明記しているが、本案件ではパブコメ用の説明資料もなく、システム開発に携わった人じゃないと読めないような資料の提示のみとなっている。変更案には、変更が必要な理由と該当する変更箇所をまとめた概要資料は最低限必要であると考えられる。	ご意見として承ります。
5	評価書 37 ページ以降に（別添 3）変更箇所として一覧の記載があるが、過去分も掲載されており今回の変更箇所をたどる必要がある。さらに変更後の記載で該当箇所を赤字にするなどの配慮がない。一覧には、「変更する理由」欄が必要であると考え。でなければ変更の必要性や根拠について資料を見る者が知る方法が無い。	特定個人情報保護評価書の記載については、個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価指針・指針の解説・〔記載要領〕により作成しています。 記載要領では「（別添 3）変更箇所」について、「履歴として今までのものを全て記載することが望ましい」とされています。今回の変更箇所は評価書（案）63 ページから 77 ページに記載し、63 ページ以前の過去分とは明確に別れていますので、過去分も含めて全て掲載しています。また、変更の内容は、『変更前の記載』『変更後の記載』の欄等で分かるため、この欄等でのご確認をお願いいたします。なお、評価書の様式は指針で規定されていますので、「変更する理由欄」を設けることはできません。
6	評価書 7 ページ（別添 1）事務の内容として図が掲載されているが、「児童家庭課」が[ガバメントクラウド]内にあるのはおかしいのではないか？クラウド内にそういった名称のシステムやデータ領域があるとは思えない。これは「江戸川区」の赤枠内に記載されるべきでは？	ご意見のとおり、評価書（案）7 ページ「（別添 1）事務の内容」の『児童家庭課』の記載を、青枠 [ガバメントクラウド] 内ではなく、その外側の江戸川区の赤枠内に記載する修正を行いました。
7	[ガバメントクラウド]内でどのシステムが江戸川区の管理下であるのか、評価書 7 ページ（別添 1）事務の内容の図だけでは判別できない。どのシステムや DB が新規構築なのか、クラウドに既存のものを利用するのか、それが分かる図を別に用意する必要がある。また現行の	評価書（案）7 ページの「（別添 1）事務の内容」の事務フロー図で、青枠の [ガバメントクラウド] 内に記載した保健福祉総合システム等のシステムは、江戸川区の管理下にあります。管理下にある表示として、その外側を江戸川区の赤枠で囲い、明示しています。

	図も載せなければ変更箇所が分からない。	なお、現行の評価書は個人情報保護委員会のホームページでご覧できます。
8	評価書内に「住記」という記述が散見されるがこれは「住基」の誤記ということでよい？誤記でなければ図に「住記システム」の記載が必要。	評価書（案）7ページの「（別添1）事務の内容」の「（備考）[01]」の記載を、「住記システムにおいて登録された各種住民情報を統合DB経由で取得する。」に修正します。 また、評価書（案）5ページの「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能」1の「住基システム」を「住記システム」に、評価書（案）18ページの「（別添2）特定個人情報ファイル記録項目」の「(5) 宛名44」と「(7) 宛名履歴44」の記載を「住基異動事由」に修正します。 あわせて、この修正を評価書（案）37ページからの「（別添3）変更箇所」の項目に追加して記載します。
9	評価書 66 ページ 重要な変更として「戸籍関係情報から、受給者の支給要件を把握する」とあるが、今回の変更はガバメントクラウドへの対応によるものであり、児童手当の支給に関して本人確認の新規要件が発生したわけではないはずである。意見募集の「趣旨・目的」にそのような記述はない。クラウド環境に移行するとしても戸籍関係情報にアクセスが必要となる正当な理由はなく、重要な個人情報への不要なアクセスとなる。	今回の変更案は、児童手当システムをガバメントクラウド環境に対応させることが特に主要な変更のため、「趣旨・目的」にこの旨を記載しています。 また、戸籍関係書類は、児童手当法施行規則第1条の4第2項の規定により、児童手当の支給を受けようとする方のうち認定請求書への添付が必要な方に対して、現在は書類での提出を求めています。この書類について、令和6年3月1日に施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の74の項（※）に戸籍関係情報が新たに記載され、マイナンバー制度による情報連携による確認が可能となりました。情報連携による確認を行えば、書類での提出が不要になります。戸籍関係情報の確認を行うのは、認定請求書への添付が必要な方に対してのみであり、個人情報への不要なアクセスには当たりません。 ※現在は、当該法の改正により別表第二は廃止され、行政手続における特定の個人を識

		別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年総務省令第 9 号）に規定されている。
10	評価書 72 ページ <ガバメントクラウドにおける措置> 国及び事業者について「アクセスが制御されている」とあるが、記載として不十分。国の維持保守業務において管理者ユーザがいるはずだが、本当に江戸川区の領域にはアクセスできないのか？具体的なアクセス権まで記載すべき。	ガバメントクラウド内の江戸川区領域の管理者ユーザーは江戸川区が管理し、区が管理するデータは個別領域固有の暗号鍵で暗号化して保護するなどの措置により、区以外のアクセスを除外しています。国やクラウド事業者も区の許可なくアクセスできないため、「地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されている」と記載しています。
11	評価書 74 ページ「国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。」の“契約等”が不明確。“等”の内容を詳細に明記すべき。また契約によりアクセスしないというのは技術的対策ではない。技術的に機能として禁止しているわけではないのか？ 評価書 75 ページ「具体的な対策の内容」として「国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」という記述では具体性に欠け、制御の内容が分からない以上は安全性が判断できない。記載不十分により、セキュリティに問題がある可能性が排除できない。	評価書（案）32 ページの「7.特定個人情報の保管・消去 リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策」の①は、「契約及び国が示している文書により、国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしないことを規定している。」に修正します。 また、同項目の⑧は、「地方公共団体が管理する業務データは、団体所有の暗号鍵で暗号化して保護するなど、国及びクラウド事業者がアクセスできないように制御を講じる。」に修正します。 なお、75 ページ・76 ページの「（別添 3）変更箇所」の「変更後の記載」欄もあわせて修正します。
12	重要な変更該当する箇所においてこれまで不要であった戸籍関係情報へのアクセスが追加されているが、この妥当性は評価書内に示されていない。これは重要な個人情報への不要なアクセスに当たるため、区民として許容できない。 また、国が区の業務データや利用者のデータにアクセスできないとする具体性を持った技術的方法が示されておらず、判断材料に欠けるため、セキュリティに問題がある可能性が排除できない。	戸籍関係書類は、これまでも児童手当法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定により、児童手当の支給を受けようとする方のうち認定請求書への添付が必要な方に対して、書類での提出を求めています。情報連携による戸籍関係情報の確認は、添付が必要な方の支給要件を把握するものであり、個人情報への不要なアクセスには当たりません。 また、ガバメントクラウド内に保管される江戸川区のデータは江戸川区が所有権を持ち、多要素認証によるユーザーの制御やアクセス者

	よって、いち区民として本変更案には反対する。	を限定するＣＥＰライセンスを用いた技術的なアクセス制御を行うとともに、江戸川区所有の暗号鍵で保護して、江戸川区以外の者が閲覧することができないようにする技術的な措置を講じており、セキュリティ対策は十分に行っています。
--	-------------------------------	---